



新潟県報

発行 新潟県
第 32 号
 平成25年4月23日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 607 家畜伝染病の発生届（畜産課）
- 608 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 609 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 610 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 611 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 612 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 613 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 614 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 615 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 616 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 617 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 618 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 619 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 620 道路の区域変更（道路管理課）
- 621 道路の供用開始（道路管理課）
- 622 河川整備計画の縦覧（河川管理課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

告 示

◎新潟県告示第607号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	群数	発生場所	発生年月日	転帰
腐蛆病	蜜蜂	患畜	2群	上越市	平成25年4月11日	自衛焼却

◎新潟県告示第608号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年4月23日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市潟端 763 番地 中田 昌宏

就任年月日 平成 25 年 3 月 23 日

◎新潟県告示第609号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月23日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事	三条市北五百川3144番地	目黒 伸一 (理事長)
〃	〃 笹岡2218番地	目黒 正誠
〃	〃 原1305番地	石月 茂男
〃	〃 長沢1262番地	刈屋 米裕
〃	〃 駒込572番地	刈屋 洋一
〃	〃 下大浦1177番地	小浦方 功
〃	〃 早水507番地	坂井 利彦
〃	〃 名下668番地	坂井 浩行
〃	〃 森町1528番地	斎藤 幸男
〃	〃 南中27番地	五十嵐 泉示
〃	〃 飯田2191番地	堀江 貞光
〃	〃 新屋251番地	坂井 清和
監事	三条市島潟25番地	小皆 茂
〃	〃 牛野尾174番地	熊倉 直信
〃	〃 鹿峠700番地 1	田村 桂一

就任年月日 平成25年4月7日

2 退任

理事	三条市北五百川3144番地	目黒 伸一 (理事長)
〃	〃 笹岡2218番地	目黒 正誠
〃	〃 荻堀832番地	小出 孝栄
〃	〃 長沢1262番地	刈屋 米裕
〃	〃 駒込572番地	刈屋 洋一
〃	〃 下大浦1177番地	小浦方 功
〃	〃 早水507番地	坂井 利彦
〃	〃 塩野淵11番地	藤田 和男
〃	〃 森町1528番地	斎藤 幸男
〃	〃 江口122番地	鈴木 武嗣
〃	〃 飯田2191番地	堀江 貞光
〃	〃 新屋251番地	坂井 清和
監事	三条市島潟25番地	小皆 茂
〃	〃 棚鱗248番地	小林 敏則
〃	〃 曲谷833番地 3	五十嵐 和雄

退任年月日 平成25年4月6日

◎新潟県告示第610号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区の定款の変更を平成25年4月12日認可した。

平成25年4月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第611号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成25年4月15日認可した。

平成25年4月23日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第612号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成25年4月12日認可した。

平成25年4月23日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第613号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区の定款の変更を平成25年4月12日認可した。

平成25年4月23日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第614号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成25年4月12日認可した。

平成25年4月23日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営川東中央地区区画整理(経営体育成基盤整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成25年4月24日から平成25年5月24日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第616号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営天野沢

第1地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年 4 月24日から平成25年 5 月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営大巻・藪神地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年 4 月24日から平成25年 5 月24日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項の規定により、木崎濁川土地改良区から申請のあった換地計画について、同法第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成25年 4 月24日から平成25年 5 月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地 区 名 (換地区名)	事 業 名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 木崎濁川土 地改良区	新崎	区画整理（非補 助）	換地計画書 の写し	新潟市北区役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
米納津中央地区	県営ほ場整備（担い手育成型）事業	燕市	平成25年3月29日

◎新潟県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住吉上館線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市大伝字松原下1219番1から 同市小坂字千刈439番1まで	新	(A) 5.4～32.0メートル	602.5メートル
		(B) 10.9～26.0メートル	571.2メートル
	旧	5.4～26.0メートル	578.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 住吉上館線
- 2 供用開始の区間
新発田市大伝字松原下1219番1から同市小坂字千刈439番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月23日

◎新潟県告示第622号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川下流（山地部）圏域河川整備計画（平成19年11月新潟県告示第1997号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び三条地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成25年4月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スノーパーク小出

3 代表者の氏名

上村 伯人

4 主たる事務所の所在地

魚沼市小出島504番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、地域のスキー文化発祥地の小出スキー場を利用し、スノースポーツの普及と振興を通じて、ふるさとである雪国の美しさと楽しさを子供たちに伝えるとともに、あらゆる年代が参加できる、多様な市民活動の場として、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡古正寺ショッピングセンター

所在地 長岡市古正寺町320番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか1者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

・アークランドサカモト株式会社

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

・アークランドサカモト株式会社

(変更前) 代表取締役 坂本 勝司

(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊

- 3 変更年月日
平成25年2月20日
- 4 変更の理由
社長が交代になったため。
- 5 届出年月日
平成25年4月12日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年4月23日から平成25年8月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コモタウン柏崎
所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1外
設置者 株式会社ウオロクほか4者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の変更)に関する届出
公告日 平成24年12月14日
- 3 意見の概要
(1) 柏崎市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成25年4月23日から平成25年5月23日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県警察通信指令システムの借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成25年4月23日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
(1) 調達案件の名称
新潟県警察通信指令システムの借上げ
(2) 調達案件の仕様、契約期間、履行場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成25年5月20日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）の各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2234

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部地域部通信指令課企画運用係

電話番号 025-285-0110 内線3616・3618

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 施行令第167条の5の規定に基づき、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）に定める各入札参加資格審査規程に係る契約以外で指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る保守体制が整備されていることを証明し、4(1)の定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けた者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 4(3)に定めるところにより、仕様適合確認書等（以下「確認書等」という。）を提出し、納入を予定している機器性能等について仕様書に適合していることを新潟県知事から確認を受けた者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出

ア 提出期間 平成25年4月23日（火）から平成25年5月20日（月）までの休日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知及び仕様書の交付

本件入札に係る参加資格の確認結果については、申請書等を提出した者にそれぞれ書面で申請書等受理から7日以内（7日目が休日の場合は、直後の開庁日）に通知するので、申請書等を提出した者は、前記(1)イに定める場所において確認結果通知書の交付を受けること。

なお、内容が確認された者に対して仕様書を合わせて交付する。

(3) 確認書等の提出

前記(2)により仕様書が交付され、本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより確認

書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間 (2)により仕様書が交付されてから平成25年5月20日(月)までの休日を除く各日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)イに定める場所

ウ 提出方法 (1)ウに定める方法

(4) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認については、確認書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、確認書等を提出した者は下記のとおり確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成25年5月27日(月)午前10時から午前11時まで

イ 交付場所 (1)イに定める場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成25年6月3日(月)午後2時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書をし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成25年5月31日(金)午後5時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び申請書等、確認書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に100分の5に相当する金額を加算した金額を84(契約期間の月数)で除して、かつ、12を乗じた金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。
なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額を84(契約期間の月数)で除して、かつ、12を乗じた金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 申請書等及び確認書等の取扱い

ア 申請書等及び確認書等の作成及び提出に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された申請書等及び確認書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等及び確認書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

ウ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）。また、契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing for Communications Command System for Niigata Prefectural Police

(2) Date, time and place of tendering:

Date: June 3 (Mon), 2013

Time: 2 : 00pm

Place: Contract Bidding Room

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

Phone: 025-285-0110 ext. 2234